

「安心・活力・発展プラン2005」中間見直し策定委員会  
— 安心部会 —

施策別 「現状と課題」・「これからの基本方向」

政 策	施 策	頁
1 子育ての喜びを実感できる 社会づくりの推進 ～子育て満足度日本一の実現～	① 次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備	1
	② きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	2
	③ 安心して子どもを産み育てられる保健・医療の充実	3
2 高齢者の元気づくりと新たな 支え合いづくり ～高齢者の安心と満足度の日本一に向けて～	① 高齢者の生きがいづくりの推進	4
	② 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	5
3 障がい者が地域で暮らし 働ける社会づくりの推進	① 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進	6
	② 障がい者の就労促進	7
4 医療の充実と健康づくり の推進	① 安心して質の高い医療サービスの充実	8
	② みんなで進める健康づくりの推進	10
5 恵まれた環境の未来への継承 ～ごみゼロおおいた作戦の推進～	① 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	12
	② 循環を基調とする地域社会の構築	14
	③ 地球環境問題への取り組みの推進	15
	④ すべての主体が参加する地域社会の形成	16
6 安全・安心な暮らしの確立	① 犯罪に強い地域社会の形成	17
	② 安全で快適な交通社会の実現	18
	③ 食の安全・安心の確保	19
	④ 消費生活の安心や生活衛生の向上	20
	⑤ 食育を通じた人づくり・地域づくりの推進	21
7 人権を尊重し共に支える 社会づくりの推進	① 人権を尊重する社会づくりの推進	22
	② 男女共同参画社会の実現	23
8 地域の底力の向上 ～助け合い、支え合いによる豊かな 地域生活の実現～	① 地域で共に支え合うまちづくり	25
	② 小規模集落の維持・活性化	27
9 危機管理の強化	① 災害に強い県土づくりの推進	28
	② 感染症・伝染病対策の確立	29

## ①次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備

### ■ 現状と課題

- ・ 本県の合計特殊出生率は平成18年以降3年連続で回復しましたが、引き続き全国と同様に低下傾向にあります。これまで少子化の主な原因とされていた晩婚化・未婚化に加え、近年では夫婦の持つ子ども数の減少（夫婦の出生力の低下）もみられ、現状のままでは少子化は一層進行すると予想されます。
- ・ 核家族化や都市化の進行により地域の繋がりが希薄化し、家庭や地域の子育て力が低下しています。また、女性の就業率が上昇するなど、働き方の多様化が進んでいます。
- ・ 男性の家事・育児参加は、母親の育児不安を和らげ、特に夫婦の第2子以降の出産に影響すると示唆されていますが、本県の男性は全国平均に比べて就業時間が長く、一方で家事・育児にかかる時間や割合が最も低いという調査結果があります。
- ・ このため、地域における子育て支援や仕事と子育ての両立支援など、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を地域や職場など社会全体で支援することが求められています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
合計特殊出生率全国順位	位	16	H16	15	12	11	7	7	
つどいの広場数	か所	6	H16	13	14	17	24	27	34
ファミリー・サポート・センター事業実施市町村の割合	%	17.9	H16	27.8	27.8	27.8	33.3	33.3	55.6
一時保育実施保育所数	か所	86	H16	92	124	132	133	133	
延長保育実施保育所数	か所	131	H16	134	140	149	169	182	
放課後児童クラブ数	クラブ	165	H16	180	189	210	223	233	254
育児休業制度導入企業の割合	%	68.7	H16	69.1	65.8	71.5	69.3	68.3	74.3

### ■ これからの基本方向

- ・ 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるとともに、子どもの成長と子育てを社会全体で支えるための県民意識の醸成を図り、子育て家庭が楽しさや充実感を持って子育てできるよう、地域における子育て支援のさらなる充実を図ります。
- ・ 母親の育児不安を和らげ、子どもの健やかな育ちによい影響を与える男性の子育て参画を推進するとともに、働きながら子どもを生み育てやすい雇用環境の整備を図り、仕事と子育ての両立を進めます。

## ②きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

### ■ 現状と課題

- ・ 県内の児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成12年度の225件から平成21年度には546件と倍増しており、また、平成22年度は上半期だけでも608件と前年度を上回っています。
- ・ 児童虐待に加え、親の病気や離婚などを背景に、保護者による適切な養育が期待できず、その結果、社会的な支援を必要とする子どもや家庭が増加しています。
- ・ 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭では、経済的負担だけでなく、母又は父親が就業、家事や子育てを一人で担っていることが多いため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	実績値						
			年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
児童虐待防止ネットワーク整備市町村の割合	%	32.1	H16	72.2	100	100	100	100	100

### ■ これからの基本方向

- ・ 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を強化します。
- ・ 様々な事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らせる環境を提供し、将来の自立を支援します。
- ・ 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭のそれぞれのニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、養育費確保対策を総合的・複合的に展開します。

### ③安心して子どもを生み育てられる保健・医療の充実

#### ■ 現状と課題

- ・ 近年、低体重児の出生率が高まっていることなどから、安全で安心して妊娠・出産できる体制とともに、母親が安心して子育てができるよう、きめ細かな母子保健施策が求められています。
- ・ 少子化の進行や業務が激務であることなどにより小児科医が不足するとともに、大分市や別府市などの都市部に小児科医が偏在していることから、子どもが病気の時にいつでも、どこに住んでいても受診できる小児医療提供体制の整備が課題となっています。
- ・ 乳幼児期の子どもの心の発達は、一番身近な養育者の心の状態と密接に関係があり特に母親の多くが抱える育児不安への対策が求められているとともに、親になる準備期ともいえる思春期の子どもたちへの働きかけも必要です。

#### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
小児の重症患者を受け入れる二次救急医療体制が整備された保健医療圏の割合	%	30	H16	60.0	60.0	60.0	67.0	67.0	
育児支援に重点を置いた乳幼児健診(注)を行う市町村の割合	%	13.8	H16	61.1	77.8	61.1	77.8	100.0	

#### ■ これからの基本方向

- ・ 母子保健体制の充実や子どもの健康づくりを推進するとともに、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。
- ・ 安心して子育てができるよう、必要な時にいつでも、どこに住んでいても適切な医療が受けられる小児医療提供体制の整備を推進するとともに、安心して子育てができるよう医療費負担の軽減を図ります。
- ・ 母親の育児不安に対する支援や思春期の保健対策などを推進します。

## ① 高齢者の生きがいの推進

### ■ 現状と課題

- ・ 長寿化が進むなかで、高齢者が豊かな知識や経験を活かし、生きがいをもって社会参画し、地域社会の担い手となることが求められています。
- ・ スポーツや文化、ボランティアなどさまざまな社会活動に対する高齢者の参加意欲が高まる中、活動の場や社会貢献の機会づくりが求められています。
- ・ 「団塊の世代」が高齢期を迎える中、これら元気な高齢者が「第2の現役期」としていきいきと活躍できる就業支援が必要です。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
老人クラブ加入者数	人	116,148	H16	112,168	109,439	106,614	103,523	99,054	95,447
大分県ボランティアセンターの60歳以上登録者数	人	6,503	H16	6,644	9,386	10,111	9,223	12,416	

### ■ これからの基本方向

- ・ 地域の担い手となる人材を育成し、子育てや健康づくり、伝統・文化など幅広い分野における高齢者の社会活動を促進します。
- ・ 高齢期を豊かに過ごすため、スポーツ・文化・知識・教養等を学ぶ場の提供を確保し、あわせて地域社会の活性化を促す人材を育成します。
- ・ 高齢者が個々のライフスタイルに応じて働くことのできる仕組みづくりを国、市町村、関係機関等と連携をして進めます。

## ②高齢者が安心して暮らせる地域づくり

### ■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化や過疎化、核家族化の進行等により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、家庭や地域の支え合い機能が低下するとともに、住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。
- ・ 介護保険制度の創設以後、制度利用については広く県民に定着することにより、この10年間のサービス受給者は約2倍程度に伸びており、今後、さらに増大することが見込まれています。
- ・ 認知症や寝たきりなどの要介護者をはじめ、日常生活の支援が必要な人が増加しており、こうした高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための介護体制や生活支援サービスの充実が求められています。

### ■ これからの基本方向

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの切れ目ないサービス提供体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・ 介護が必要な高齢者の需要に的確に対応できるよう、在宅サービスの充実や介護保険施設の整備など介護サービス供給体制の整備を進めます。
- ・ 認知症の方は、今後高齢化のさらなる進展により、急速に増加することが見込まれることから、認知症の方と家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症対策を推進します。

## ① 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

### ■ 現状と課題

- ・ 障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送るために必要な生活支援サービスなどのサービス提供基盤の整備を図る必要があります。
- ・ 病院や施設に入所（院）している障がい者が、自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行支援や、相談支援体制の整備など地域で安心して暮らせる体制の整備が求められています。
- ・ 障がい者が生き生きと個性を發揮しながら、生活をより豊かにしていけるよう、文化・交流活動やスポーツなどへ気軽に参加できる環境づくりが求められています。

### ■ 現状指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
障害者ケアマネジメント従事者養成数	人	583	H16	741	838	938	1,028	1,082	1,150
障害者スポーツの競技人口 (個人競技)	人	1,081	H16	1,405	1,178	1,195	940	1,112	1,133
障害者スポーツの競技人口 (団体競技)	人	348	H16	418	367	494	677	1,260	1,293

### ■ これからの基本方向

- ・ 障がい者が身近な地域で安心して自立した生活が継続して送れるよう、居宅介護（ホームヘルプ）など居宅サービスの充実を図るとともに、日中活動の場、グループホームなどの住まいの確保を促進します。
- ・ 病院や施設で入所（院）している障がい者が地域で自立した生活にスムーズに移行できるよう、生活訓練や相談支援体制などを整備・充実します。
- ・ 文化活動やスポーツ・レクリエーションの振興を図ることにより、うるおいのある生活や社会参加を推進します。

## ② 障がい者の就労促進

### ■ 現状と課題

- ・ 障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のため、障がい者の雇用促進が重要です。特に、身体障がい者に比べ、知的障がい者や精神障がい者の雇用が立ち後れており、就業支援の強化が必要です。
- ・ 一般の企業等で就労することが困難な障がい者が自立した生活を営むためには、福祉的就労における工賃水準の引き上げが必要です。

### ■ これからの基本方向

- ・ 障がい者雇用率を引き上げるため、障がい者雇用の場の拡大、障がい者の職業訓練、福祉的就労から一般就労への移行を促進するための支援等の就労対策を障がいの種類に応じて総合的に取り組むとともに、障がい者の身近な地域において就業面と生活面を一体的に支援する体制を整備します。
- ・ 福祉の場で働く障がい者の工賃引き上げのため、商品開発や市場開拓等の企業的な経営手法の活用に取り組みます。



## ① 安心で質の高い医療サービスの充実

### ■ 現状と課題

- ・ 少子・高齢化の進行や医療技術の進歩などの保健医療を取り巻く環境の変化に対応し、県民が安心して医療サービスを受けられるよう、質の高い医療提供体制を整備していく必要があります。
- ・ 新医師臨床研修制度の導入を契機に全国的に医師不足が深刻化する中、本県の医療施設数や医師数は、人口10万人当たりで見ると全国水準を上回っていますが、地域的な偏在が大きく、へき地における医療の確保が求められています。さらに、救急医療等においては、地域の実情に応じた体系的な救急医療体制の整備、地震等による大規模災害や事故等に備えた災害医療体制の充実などが求められています。
- ・ 県病院事業は、18年度から地方公営企業法の全部適用に移行し、「医療の質の向上」と「経営の健全化」を柱とした中期事業計画を策定のうえ実施した経営改善の取組は一定の成果を挙げ、県立病院は19年度に単年度収支が黒字化し、事業全体でも21年度に黒字となりました。今後とも県民医療の基幹病院として高度・専門医療、急性期医療等の診療機能を強化し、併せて政策医療等への取組をさらに進めることが求められています。なお、三重病院は22年10月に公立おがた総合病院と統合しました。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
地域医療支援病院数	か所	2	H16	2	4	4	4	6	6
病院機能評価 認定病院数	か所	16	H16	25	34	42	46	50	49
公設へき地診療所への医師の配置率	%	83.3	H17	83.3	83.3	94.0	83.3	83.3	100
県立病院における地域医療機関との連携(紹介率)	%	40.8	H16	41.9	44.9	50.0	51.4	52.0	52.6
県立病院における地域医療機関との連携(逆紹介率)	%	17	H16	22.6	26.1	43.5	62.6	66.4	71.9

### ■ これからの基本方向

- ・ 体系的・効率的な医療の提供体制の充実を図るとともに、医療の安全性の確保と医療サービスの向上をめざします。

- ・ 医療を必要とする人がいつでも、どこに住んでいても適切な医療サービスを受けられるよう、医師確保、へき地医療の充実や本県独自のドクターヘリの導入など救急医療体制の充実などに努めます。
- ・ 県立病院はその役割を果たすため、「環境整備」をキーワードとして、①医療サービス、②患者サービス、③施設・設備、④人材確保・育成についてさらなる充実・強化に取り組めます。また、県民に良質な医療を継続して提供できるよう経営基盤の強化に努めます。

## ② みんなで進める健康づくりの推進

### ■ 現状と課題

- ・ 高齢化が進行する中で、がん、心臓病、脳卒中などのいわゆる「生活習慣病」で健康を害する人が増えていることから、県民一人ひとりが生涯にわたり健康で自立して暮らすことができるよう、「健康寿命」を伸ばすことが重要な課題となっています。
- ・ 生活の質を高め、元気で明るい社会を築くためには、疾病の早期発見・治療に留まらず、県民自らが生活習慣の改善などを通じ積極的に健康を増進し、疾病を予防するとともに、地域における健康づくり活動を活発に行うことが求められています。
- ・ 高齢者などが健康で自らの意思に基づき、自立した日常生活を営むためには、認知症や寝たきりなどの要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要介護状態になってもその状態を維持、改善させる取り組みが必要です。
- ・ 失業、倒産等の経済・生活問題や健康問題などを抱えた自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、自殺の防止を図り、あわせて自死遺族に対する支援の充実を図ることが重要な課題となっています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
基本健康診査受診率	%	53.7	H15	54.4	62.8	52.6	—	—	
特定健康診査受診率(国保)	%	35.5	H20	—	—	—	35.5	36.8	
健康寿命(男性)	歳	75.91	H13	76.00	76.30	76.62	—	—	
健康寿命(女性)	歳	79.75	H13	79.36	79.60	80.06	—	—	

### ■ これからの基本方向

- ・ 生活習慣を改善して健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進するとともに、家庭、地域、学校、職場など社会全体で個人の健康を支える環境づくりを行います。
- ・ 高齢者の生活機能の低下や、要介護となる主な原因である骨折、脳卒中、認知症をできる限り防ぐため、効果的な介護予防対策を推進するとともに、障がい者や高齢者が

住み慣れた地域で、安全で生き生きとした生活が送れるよう、医療・保健・福祉などの関係機関や団体等と連携した地域リハビリテーション体制の整備を推進します。

- ・ 自殺を考えている人を一人でも多く救うため、関係機関の幅広い連携によって、社会的要因への取り組み、心の健康づくりの取り組みを推進します。

## ①豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

### ■ 現状と課題

- ・ 経済活動の広がりなどにより、多くの野生動植物が生息・生育の場を失うなど生物多様性の危機が深刻化する中、自然からの恩恵を将来にわたり持続的に享受するには、その保護や野生動植物との共生を図っていく必要があります。
- ・ 自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用しています。しかし、植物の採取やゴミの放置など自然を傷つける行為も多く見られるため、利用者の自然を守る意識を高める必要があります。
- ・ 農林水産業の担い手不足、農山漁村の過疎化などにより、農地、森林、海浜の有する洪水防止、水源かん養、水質浄化などの多面的機能の維持が困難になっていることから、県民と協働してこれらの維持・保全活動に取り組む必要があります。
- ・ 豊かな自然環境を保全しつつ、快適な生活環境を実現するためには、貴重な景観や自然環境との調和を図りながら、社会基盤を整備していくことが必要です。
- ・ 温泉資源は本県の大きな財産です。しかし、近年、温泉資源の衰退が懸念される地域も見られ、その保護が課題となっています。
- ・ 本県には、日本列島の形成過程を示す貴重な地殻変動の証拠が残るなど、学術的価値が高い地形・地質が多く存在しており、地質遺産としての活用が期待されています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値		実績値					
			年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
特に保護が必要な希少野生動植物の指定数	種	—	—	—	11	13	15	17	17
環境保全活動を行うNPO法人数	法人	76	H16	115	144	162	179	193	206
利用者に分かりやすい温泉表示認証件数	件	—	—	93	122	231	223	221	
1人あたりの都市公園面積	m2	10.8	H16	11.1	11.2	11.4	11.5	11.8	12.62
中山間地域の集落活動(集落協定締結面積割合)	%	75	H16	73.7	76.7	78.5	79.4	79.3	78.2
漁場再生面積	ha	—	—	3,353	7,024	11,952	12,518	13,831	14,917

## ■ これからの基本方向

---

- ・ 本県の有する豊かな自然や生物多様性は県民共通の財産であり、その恵みを将来にわたり享受していくため、生物多様性おおい県戦略により、県民全体で保護・保全していく体制づくりと適正利用を推進します。
- ・ 自然環境の保全・再生などに配慮した環境に負荷の少ない社会資本整備に努めるとともに、農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生を図ります。
- ・ 貴重な資源である温泉の持続可能な利用に向けて、温泉資源の保護・適正利用を推進します。
- ・ 地質遺産を活用して、地域アイデンティティの一層の形成を図るとともに、青少年などへの科学分野の学習の機会の提供や観光・地域の振興、自然環境の保全に資するため、ジオパークの整備を推進します。

## ②循環を基調とする地域社会の構築

### ■ 現状と課題

- ・ 地域社会が一体となって、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに沿った廃棄物の減量化・再資源化を推進し、「循環型社会」への移行を進める必要があります。
- ・ 不法投棄などの廃棄物の不適正処理は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあるため、更なる取り組みを行うとともに、産業廃棄物処理施設の設置に関しては、周辺住民の不安を除く必要があります。
- ・ 農林水産業の副産物などのバイオマス資源は、堆肥や飼料としての利用促進だけではなく、燃焼によるエネルギー利用など、新たな利活用を進めていく必要があります。
- ・ ダイオキシン類、アスベスト及び微小粒子状物質などの化学物質が、人体や生態系に有害な影響を及ぼすことが懸念されており、環境監視体制の強化が求められています。
- ・ 本県の豊かな水源と良好な水質を将来にわたって保全していくためには、人と水の関わりを治水、利水、環境の3つの側面から総合的にとらえていく必要があります。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
県民1人あたりのごみ排出量	g/日	1,116	H15	1,039	1,059	995	951	937	
一般廃棄物リサイクル率	%	16.7	H15	18.5	18.2	21.2	20.6	20.6	
産業廃棄物リサイクル率 (動物のふん尿及び鉋さいを除く)	%	31	H12	53.0	53.0	53.0	53.0	55.6	
水質環境基準(BOD、COD)達成率	%	86	H15	90.5	87.7	90.9	86.4	95.3	
生活排水処理率	%	58.6	H16	60.8	62.1	63.4	64.6	66.1	66.1

### ■ これからの基本方向

- ・ 資源やエネルギーの効率的・循環的な利用を進め、「3Rの推進」と「適正処理の推進」を基本として、環境に与える負荷を極力抑えた循環型社会づくりを目指します。
- ・ 健全な大気・水循環機能の維持・向上に努めるとともに、人体や生態系に有害な影響を及ぼすことが懸念されている化学物質などの環境監視体制の強化を推進します。

### ③地球環境問題への取り組みの推進

#### ■ 現状と課題

- ・ 地球温暖化により、異常気象の頻発や自然生態系、農林水産業への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されているため、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減による低炭素社会づくりに取り組む必要があります。
- ・ 日本の温室効果ガス総排出量は、京都議定書の基準年（原則一平成2年度）に比べ平成20年度で1.6%増加、二酸化炭素排出量は6.1%増加しています。
- ・ 大分県の二酸化炭素排出量は、大分県地球温暖化対策地域推進計画の基準年（平成14年度）に比べ平成20年度は、家庭部門が1.9%増加、業務部門が4.6%増加、運輸部門が5.5%増加しています。
- ・ 地球温暖化防止のため、県民、事業者及び行政が連携して、温室効果ガスの排出源対策やエコエネルギーの導入促進、二酸化炭素の吸収源としての森林保全などに取り組む必要があります。

#### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値		実績値					
			年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
エコエネルギーによる化石燃料代替効果	万 kl	65.6	H16	67.8	70.2	70.2	77.6	77.7	
森林ボランティア活動への参加者数	人/年	6,848	H16	7,975	9,361	9,511	9,734	12,567	12,608
育成複層林面積(民有林)	ha	623	H16	1,256	2,413	3,905	5,454	6,949	8,430
フロンなどの回収率(カーエアコン)	%	41	H15	48.1	49.1	49	51	47.5	43.5

#### ■ これからの基本方向

- ・ 省エネ設備の導入促進や省エネ行動の普及促進など、主に家庭部門、業務部門、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制対策を推進します。
- ・ 太陽光発電をはじめとした地域の特性に応じたエコエネルギーの導入を促進します。
- ・ 温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の吸収源ともなる森林を県民全体で守り育てていく気運を醸成するとともに、森林の適正な管理・保全に努めます。



## ④すべての主体が参加する地域社会の形成

### ■ 現状と課題

- ・ 本県は豊かな自然に恵まれ、それらがはぐくんだ山の幸、海の幸にも恵まれています。こうした豊かな恵みを県民が将来においても享受するため、美しく快適な環境を守り、さらに磨きをかけるための環境保全活動に取り組むなど、県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」が展開されています。
- ・ 地域をとりまく環境特性や社会状況が変化する中で、これまでの個々の自発的な環境保全活動に加え、持続可能な循環型社会や低炭素社会の実現を目指して、地域における様々な分野の連携や活動の面的広がりを進めるなど、「ごみゼロおおいた作戦」の拡充を図る必要があります。
- ・ 私たちの生活を環境に配慮したものにしていくためには、人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に対して責任ある行動をとる必要があります、環境教育・学習の役割がますます重要なものとなっています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
県民一斉ごみゼロ大行動への参加延人数	人/年	117,419	H16	233,190	238,215	254,383	265,094	239,239	262,941
夏の夜の大作戦(キャンドルナイト)への参加施設数	施設/年	475	H16	1,154	1,678	2,136	2,385	2,578	2,636
環境教育アドバイザー派遣団体数注)	団体/年	36	H16	57	61	52	55	83	71

### ■ これからの基本方向

- ・ 県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」を展開し、地域での環境美化活動やマイバッグ運動など環境保全活動のさらなる参加の促進を図るとともに、家庭や事業所における省資源・省エネルギー型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換を推進します。
- ・ 地域の住民、事業者、行政、NPOなど様々な主体が連携し、地域の環境保全や省資源・省エネルギーの活動促進を図るため、環境をテーマとしたまちづくりを推進します。
- ・ 環境に関する知識の取得や理解にとどまらず、自ら進んで環境保全に取り組む人材をはぐくむため、学校、地域社会や職場などで環境教育・学習を推進します。

## ① 犯罪に強い地域社会の形成

### ■ 現状と課題

- ・ 県民と一体となった犯罪抑止対策の推進により、刑法犯認知件数は平成15年をピークに減少傾向に転じているが、殺人・強盗などの凶悪事件や身近な知能犯罪等の発生が後を絶たないほか、潜在化する暴力団や犯罪のグローバル化の進展、さらには、国際テロ、サイバー犯罪などの新たな脅威が生じており、依然として厳しい犯罪情勢に的確に対応することが求められています。
- ・ 都市化の進展などにもとない、地域の連帯感が希薄化し、地域社会に従来から内在していた犯罪抑止機能が低下しているとの指摘もあります。犯罪を抑止するためには、地域社会の犯罪抑止機能を回復させることが重要です。
- ・ 学校や通学路等で子どもが被害者となる犯罪が発生していることから、地域や関係団体と連携して子どもの安全確保に取り組む必要があります。
- ・ 犯罪の被害者は、その直接的な被害だけではなく、精神的、経済的にも多くの被害を受けており、被害の回復・軽減、被害者の安全確保とともに、精神的、経済的支援が求められています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
刑法犯認知件数	件/年	15,482	H16	13,035	11,823	11,567	9,840	9,495	8,691

### ■ これからの基本方向

- ・ 巧妙化・広域化・多様化する犯罪に迅速・的確に対応する警察体制の強化を図り、県民を犯罪から守る警察活動を推進します。
- ・ 県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、県と県民、事業所が一体となり、地域社会から暴力団を排除することを推進します。（「大分県暴力団排除条例」）
- ・ 県民一人一人が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、県と県民、事業所が一体となった地域安全活動を展開します。（「大分県安全・安心まちづくり条例」）
- ・ 犯罪被害者等が受けた精神的・経済的被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むための支援活動を推進します。

## ②安全で快適な交通社会の実現

### ■ 現状と課題

- 交通環境の著しい変化や高齢化の進行などにもない、高齢者が当事者となる交通死亡事故が高い割合で発生しています。また、運転者及び歩行者が基本的な交通ルールを遵守しないことによる死亡事故が多発しているほか、交通事故発生件数及び負傷者数は依然として高い水準にあることから、さらなる交通安全対策の推進が必要です。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
交通事故死者数	人/年	84	H16	86	62	59	77	52	65
交通事故負傷者数	人/年	10,412	H16	10,223	10,066	9,646	9,153	8,660	8,241
小学校が指定する通学路における歩道整備率(市町村道を除く)	%	50.6	H16	51.7	53.8	55.0	56.0	56.4	56.0

### ■ これからの基本方向

- 安全で安心な人にやさしい交通社会を形成するため、関係機関・団体と連携してライフステージに対応した体系的な交通安全教育を充実するとともに、地域の自主的な交通安全活動を推進します。
- 人と車が共生できる快適な交通社会の実現をめざし、交通事故を抑制するための交通環境を整備します。

### ③食の安全・安心の確保

#### ■ 現状と課題

- ・ 食品偽装表示事件の続発や食品添加物の使用などによる食に関する不安や不信を払拭するため、食の安全・安心の確保を図る取り組みの強化が不可欠です。
- ・ 消費者に安全・安心な農林水産物を提供するためには、生産・製造・加工・流通・販売の各段階でのリスクをチェックするとともに、生産履歴情報の開示など、生産者の顔が見える流通システムの構築が必要です。
- ・ 食品に起因する健康被害の防止のため、事案発生時の迅速な情報の収集・提供とともに、食品関連事業者に対する監視・検査体制の整備や事業者の自主衛生管理体制の強化が必要です。

#### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
食のリスクコミュニケーションの開催回数	回/年	11	H16	37	48	54	45	88	53
食中毒発生件数 (直近3年間の平均)	件/年	7	H16	8.3	9.7	10.3	9.0	7.0	7.3
認証されたe-naおおいた農産物の栽培面積	ha	—	—	4.3	1,276	1,702	1,795	1,948	1,909

#### ■ これからの基本方向

- ・ 食の安全確保のための施策を計画的に実施するとともに、生産から消費にいたる各段階において県民の参画を推進します。
- ・ 安全・安心な農林水産物の生産を推進するとともに、その履歴が追跡できる生産・流通システムを構築します。
- ・ 食品関連事業者などに対する監視を強化するとともに、より安全性の高い衛生管理手法の導入を促進します。

## ④消費生活の安心や生活衛生の向上

### ■ 現状と課題

- 商品やサービスなどによる事故や健康被害が発生しており、安全性を確保するため、事故情報の迅速な収集、消費者への注意喚起等、消費者被害の発生・拡大を防止する取り組みが求められています。
- 高齢者世帯を狙った悪質商法やインターネット取引によるトラブル、メール・携帯電話による不当請求など、消費者トラブルは複雑、多様化、深刻化しており、事業者に対する監視指導の強化をはじめ、相談体制の整備・充実や消費者教育・啓発の充実が求められています。
- 入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態は多様化しており、新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められています。
- ペットを家族の一員とする家庭が増加していることから、動物愛護精神を育むとともに、適正飼育の啓発や動物から人に感染する動物由来感染症対策など動物愛護に関する総合的な施策の推進が求められています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
消費者行政担当専任職員を配置した市町村の割合	%	10.7	H16	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
消費生活相談窓口の相談員を配置した市町村の割合	%	3.6	H16	16.7	27.8	38.9	66.6	94.4	94.4

### ■ これからの基本方向

- 消費者の権利の尊重とその自立を支援するとともに、公正な消費者取引や安全・安心な商品・サービスなどの提供の確保を推進します。
- 市町村をはじめ消費者団体など関係機関との連携・協働により、地域に根ざした消費者主体の取り組みを推進します。
- 県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう衛生水準の向上に努めます。
- 人と動物が愛情豊かに安心して暮らせるために、動物愛護や飼育マナー向上の啓発と災害に備えた動物救護の取り組みを推進します。

## ⑤食育を通じた人づくり・地域づくり

### ■ 現状と課題

- ・ 県民が健全な食生活を実現するとともに、地域社会の活性化、豊かな食文化の発展、環境と調和のとれた生産や消費を推進するため、食育のさらなる取り組みが求められています。
- ・ ライフスタイルの変化により孤食化が進む中、食事マナーを習得する機会が減少していることから、家族や友人と会話を楽しみながら食卓での作法や行儀を学ぶ機会を増やす必要があります。
- ・ 毎日きちんと朝食を取ることなど子どもたちに望ましい食習慣と自己管理能力を身につけさせるとともに、地場産物を活用した学校給食や様々な体験活動を通して「食の大切さ」や「感謝の気持ち」を醸成するため、学校、家庭、地域が連携した食育の推進が必要です。

### ■ これからの基本方向

- ・ 食育を県民運動として普及・定着させるため、県民に分かりやすい啓発と実践しやすい環境づくりのための「食育の見える化」に取り組みます。
- ・ 食事マナーの習得、次世代へ残したい食文化の継承などの場として、産官学が連携し、家族や友人などとともに楽しく食卓を囲む運動を推進します。
- ・ 健やかな食生活を実現できる県民を育成するため、妊娠期や乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。とりわけ、学童・思春期にある子ども達に対しては、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を推進します。
- ・ 農林水産業について県民の関心や理解を促進するとともに、本県の恵まれた食材を使った地域の食・伝統料理など食文化の伝承・発展に取り組みます。

## ①人権を尊重する社会づくりの推進

### ■ 現状と課題

- ・ 同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題など、さまざまな人権問題がある中で、人権に関する県民意識調査（平成20年実施）では、人権問題について関心があるとする人は54.6%にとどまり、一人ひとりの人権が尊重される社会の確立に向けて、人権教育・啓発を推進することが求められています。
- ・ インターネット上での誹謗中傷や差別表現の流布、セクシュアル・マイノリティーの人権問題など、新たな人権問題に対応することが求められています。
- ・ 日本固有の人権問題である同和問題は、解決の方向に進みつつありますが、未だ、結婚における差別や差別落書きなどの問題があり、引き続き解決に向けた粘り強い努力が必要です。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
人権問題講演会・研修会・学習会などへの参加経験者の割合	%	45	H15	45	45	45	55.6	55.6	55.6
人権教育推進のファシリテーター養成数	人	30	H16	77	77	88	88	118	126
体験的参加型学習を実施した学校の割合	%	79	H16	78.4	79.0	84.0	83.0	90.0	95.0

### ■ これからの基本方向

- ・ 「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な較差の解消に取り組む社会」、及び「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を実現することを基本理念として、人権尊重の行政を進めます。
- ・ 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、当事者・関係者の支援や権利擁護など様々な人権施策を総合的に進めます。
- ・ 同和問題を人権問題の重要な柱として取り組みます。

## ②男女共同参画社会の実現

### ■ 現状と課題

- ・ 性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度・慣行が、依然として根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっています。このため、男女共同参画の視点に立った意識改革や社会制度・慣行の見直しが求められています。
- ・ 夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力が女性の人権を侵害する社会問題となっており、暴力の根絶と男女の人権尊重に向けた早急な取り組みが必要です。
- ・ 女性が仕事や地域活動を行うための環境が十分整っていないため、出産、育児、介護などを契機に離職するなど、女性の社会進出には困難が伴います。このため、女性と男性がともに社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画し、ともに社会を支えていく環境づくりが求められています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	%	43.7	H16	43.7	43.7	43.7	43.7	45.3	45.3
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	3.9	H12	3.9	3.9	4.8	4.8	4.8	4.8
認定農業者における家族経営協定締結割合	%	23.4	H16	23.6	24.2	25.0	25.2	26.0	26.5
男女共同参画計画を策定した市町村の割合	%	35.7	H16	55.6	61.1	66.7	72.2	77.8	83.3

### ■ これからの基本方向

- ・ 男女がともに、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮できる社会を実現するため、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させる取り組みを進めます。
- ・ 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない意識を広く社会に浸透させるとともに、相談などの被害者支援体制を充実し、男女それぞれの人権を守る環境づくりを進めます。



- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女の仕事と生活の調和の実現や30歳代女性の就業率が落ち込むいわゆる「M字カーブ問題」の解消を目指して、家庭、地域、職場などあらゆる場における男女共同参画を実現するための環境整備を進めます。

## ①地域で共に支え合うまちづくり

### ■ 現状と課題

- ・ 人口の減少、高齢化の進行等によって、人間関係の希薄化やコミュニティ機能の低下に加え、福祉、介護ニーズが増大するとともに、バス路線の廃止・縮小、商店の廃業や診療所の閉鎖などによりこれまで地域の生活を支えてきた基礎的な生活サービスの利用が困難な状況が生じています。
- ・ 年齢や障がいの有無にかかわらず、地域における全ての人々が安心して快適に生活を営めるようにする社会（ユニバーサル社会）にするためには、行政だけでなくNPO法人、ボランティア、企業などが、コミュニティ組織と連携・協働して、地域ぐるみで住民同士が支え合うことが重要です。
- ・ そのため、地域ぐるみで支え合いを担う、質の高い福祉、介護、NPO法人、ボランティアなどの人材の育成と、その安定的な確保・定着が、これまで以上に求められています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
見守りなどの小地域ネットワーク組織が設置された自治会数	団体	1,461	H16	1,557	1,514	1,579	1,630	1,946	
公共的施設などで車いす使用者が利用できるトイレの設置割合	%	42.1	H15	42.2	42	44.2	48.6	49.4	49.5
大型リフト付きタクシーの整備台数	台	28	H16	32	34	39	41	45	52
バリアフリー化された県営住宅の割合	%	11.2	H16	12.1	13.0	14.1	15.7	17.0	17.5

### ■ これからの基本方向

- ・ 行政、NPO、ボランティアなどや、地域住民同士の支え合いにより、誰もが住み慣れた地域で自立し、生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。

- ・ 地域ぐるみで支え合いを担う質の高い人材の育成と、その安定的な確保・定着を推進します。
- ・ ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサル社会の構築に向け、県民誰もが互いに尊重され、思いやる意識の醸成とそれを実践できる環境づくりに取り組めます。

## ② 小規模集落の維持・活性化

### ■ 現状と課題

- ・ 著しい人口減少や高齢化によって、道路の草刈りをはじめ共同作業が困難となるなど、集落機能が低下し、日用品の購入や通院などの日常生活への支障が生じるなど、いわゆる小規模集落の課題が顕在化しています。
- ・ 鳥獣被害や耕作放棄地の増大、災害の発生、生活道路の維持管理、集落外への交通手段の確保などが小規模集落の抱える問題となっています。加えて、森林など水源地の保水力の低下により水源が枯渇したり、高齢化に伴う浄水・給水設備の定期点検や補修ができなくなるなど生活に不可欠な飲料水の確保が困難となる事態も生じています。
- ・ 小規模集落が抱える課題は、市町村による主体的な取組が基本ですが、将来を見据えて、コミュニティの維持活性化にはどのような対策が有効か、あるいはどのような対策を講じるべきかなどを、検証しながら、国、県、市町村が連携して取り組む必要があります。

### ■ これからの基本方向

- ・ 地域のコミュニティを維持し居住の場を確保するための小規模集落対策を、市町村と協働して現場に密着して実施します。
- ・ 小規模集落の水道施設については、地域が市町村の支援を受けながら自ら維持・管理できるよう、小規模集落特有の課題の解決を図り、安全・安心な飲料水の普及促進を目指します。

## ①災害に強い県土づくりの推進

### ■ 現状と課題

- ・ 県下には多くの活断層が分布しており、直下型地震の発生も否定できないことや、近い将来には東南海・南海地震の発生とこれにともなう津波被害も懸念されています。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた防災対策と防災体制の構築が急務となっています。
- ・ 本県の地形・地質などの要因に加え、近年は突発的な豪雨が多発し、浸水被害や土砂災害などが発生していることから、その対策を講じていく必要があります。
- ・ 過疎化や少子・高齢化の進行により消防団員が減少し、地域の消防力の低下が危惧され、特にサラリーマン団員が増加したため、昼間の消防力の低下が懸念されています。また、消火・救急・救助業務などに対する住民のニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくため、消防体制の充実強化が求められています。

### ■ 現行指標の推移

指標名	単位	基準値	年度	実績値					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22
土砂災害から保全される戸数	戸	22,281	H16	22,881	23,399	24,057	24,348	25,258	25,501
自主防災組織率	%	72.3	H16	73.7	76.5	79.46	79.5	90.1	
応急危険度判定士の登録者数	人	720	H16	800	820	796	779	743	674

### ■ これからの基本方向

- ・ 大自然の力の前には人間の力は微力であるとの認識に立ち、「自然との共生をふまえた防災力の強化」をキーワードに、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の精神の浸透を図り、行政などによる「公助」との役割分担のもと、日頃の備えで災害の被害を少なくする減災社会づくりを推進します。
- ・ 治山・治水事業や都市防災対策をハード・ソフトの両面から推進するとともに、今後、公共施設の老朽化により、維持補修・更新費用が必要となるため、効率的・効果的な維持管理を推進します。
- ・ 消防力の強化と併せて、消防機関と医療機関との連携などによる救急・救助体制の充実に努めるとともに、消防救急無線のデジタル化やブロック化による広域再編など常備消防の効率化と機能の高度化を図ります。

## ②感染症・伝染病対策の確立

### ■ 現状と課題

- ・平成21年4月に発生した新型インフルエンザは弱毒性でしたが、強毒性の新型インフルエンザの発生は依然として危惧されています。また、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）や結核などが依然として発生しているほか、国際的な人やモノの動きの活発化にともないマラリアなど輸入感染症の発生も懸念されています。一方で大規模災害発生時における避難所での集団感染対策等も喫緊の課題であり、感染症に対する迅速かつ適切な対応が求められています。
- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が世界的な流行を見せていることから、飼養管理基準遵守の徹底や初動防疫体制の整備により、家畜伝染病のまん延防止が求められています。
- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等強毒性の家畜伝染病発生により、発生農家・従業員は健康不安や経済的損失に伴う精神的なストレスを感じるとともに、緊急を要する家畜の殺処分や畜舎等の消毒は、深夜・早朝に及ぶなど過酷な作業となっています。
- ・家庭や学校、ペットショップ、動物園などで飼育されている動物の感染防止対策が求められています。

### ■ これからの基本方向

- ・感染症の発生予防やまん延防止のため、発生動向の収集・分析とともに、県民や医療機関への速やかな情報提供と予防接種の推進や適切な医療の確保に努めます。
- ・家畜伝染病の発生予防を徹底するとともに、まん延を防止し、畜産物の安定供給を図ります。
- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生後は、農家家族や従業員の精神的ケアも含めた健康面での支援に努めるとともに、殺処分等を行う防疫作業従事者が安全に作業できるよう適切な感染防止対策と健康管理対策を徹底します。
- ・感染防止、感染拡大防止のため、家庭や学校などで飼育されている動物の飼養衛生管理の徹底及び異常時の早期発見・通報体制の確立に取り組みます。